

徳島県告示第百十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和八年度随時技能検定を次のとおり実施する。

令和八年三月二日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 後藤田 正 純

職 種		等級	期 日		場 所	手数料の額	
			学 科	実 技		学 科	実 技
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装		三級及び基礎級	徳島県職業能力開発協会が別に指定する日		徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円 その他の職種 一万八千二百円
さく井、鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金に限る。）、工場板金、めっき（電気めっきに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに限る。）、冷凍空気調		二級					

和機器施工、ニット製品製造（靴下製造に限る。）
、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造
、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（
貼箱製造に限る。）
、印刷、製本、プラスチック
成形（射出成形及びブロー成形に限る。）
、強化
プラスチック成形、パン製造、建築大工、かわら
ぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工
、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、
内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事及びカーテン
工事に限る。）
、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエ
ルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗
装及び噴霧塗装に限る。）
、工業包装

二 受検の制限

二級の受検については受検しようとする職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り、三級の受検については受検しようとする職種に係る基礎級に合格した者に限り、受検することができる。

三 受検申請書の受付期間

随時受け付ける。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

四 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

五 受検申請書の用紙の配布

受検申請書の用紙は、徳島県職業能力開発協会に配布する。ただし、受検申請書の郵送を希望する場合は、徳島県職業能力開発協会（電話〇八八―六六三―二三一六）に問い合わせる。

六 その他

この検定の詳細については、徳島県経済産業部産業人材課（電話〇八八―六二二―二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会に問い合わせる。